

令和5年度新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業補助金実施要領

1 趣旨

本事業では、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等の取組を支援することとし、予算の定めるところにより、新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業補助金を交付するものである。その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）、その他の法令等の定めによるほか、長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）及びこの実施要領の定めるところによる。

2 目的

新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生した医療機関における入院病床の確保等について支援を行うことにより、患者受入体制を整備することを目的とする。

3 事業者

院内感染が発生した医療機関

4 事業の内容

院内感染が発生した医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間空床にした病床に対して支援する。併せて、専用病棟化のために病室の閉鎖などの事情により休床とした病床（休止病床）についても、同様の支援を行う。

5 実施期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

6 補助条件

- (1) 院内感染が発生した期間における空床及び休止病床であること。ここでいう「院内感染」とは医療機関において入院している患者が原疾患とは別に新たに新型コロナウイルス感染症に罹患したことを指し、感染経路や規模（人数）は限定しない。ただし、明らかに院内で罹患したとは言えない場合は、「院内感染」には該当しない。
- (2) 県に対して入院患者や病床に関する情報等を、G-MISにより報告を行うこと。
- (3) これまでに新型コロナウイルス感染症患者の受入実績があること。また、受入実績

がない場合は、院内感染収束後は積極的に外部から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることを記載した誓約書を県に対して提出すること。

7 補助対象経費

- (1) 補助対象となる病床については、新型コロナウイルス感染症患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間空床にした病床及び専用病棟化のために休止とした病床とし、その範囲についてはあらかじめ県と調整の上決定するものとする。
- (2) 空床及び休止病床については、8に定める病床確保料を適用する。

8 補助上限額

医療機関及び病床の種別の1日1床あたりの病床確保料の上限額は、別表1のとおりとする。なお、休止病床については即応病床1床あたり休床1床まで（ICU・HCU病床は休床2床まで）を補助の上限とする。

9 補助率 10/10以内。ただし、予算の範囲内で知事が認める額。

10 補助事業の申請

本事業補助金の交付を受けようとするものは、事業実施計画を作成し、補助の申請に際して、当該計画を知事に提出しなければならない。

11 提出書類

事業実施計画には、実施要綱に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- ・積算内訳書
- ・空床数計算シート
- ・病床稼働状況がわかる資料
- ・病床の確保状況がわかる図面
- ・コロナ患者の受入に関する誓約書（コロナ患者の受入実績がない医療機関のみ）
- ・その他参考となる書類

12 問い合わせ先

長崎県医療政策課 医療企画班 TEL 095-895-2462

メール s040308@pref.nagasaki.lg.jp

附則

(適用期日)

- 1 この要領は令和5年10月1日から適用する。

別表1

医療機関	病床の区分	病床確保料の上限額	
		空床	休止病床
特定機能病院等	I C U	1床当たり 174,000円/日	1床当たり 174,000円/日
	H C U	1床当たり 85,000円/日	1床当たり 85,000円/日
	重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床	1床当たり 30,000円/日	1床当たり 30,000円/日
	上記以外の病床(療養病床含む)	1床当たり 16,000円/日	1床当たり 16,000円/日
その他の医療機関	I C U	1床当たり 121,000円/日	1床当たり 121,000円/日
	H C U	1床当たり 85,000円/日	1床当たり 85,000円/日
	重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床	1床当たり 29,000円/日	1床当たり 29,000円/日
	上記以外の場合(療養病床含む)	1床当たり 16,000円/日	1床当たり 16,000円/日

- (1) 特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。
- (2) 特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上

上の月がある医療機関とする。

- (3) 「特別な配慮が必要な患者」は、妊産婦、小児、障害児者、認知症患者、がん患者・透析患者、精神疾患を有する患者、外国人等が想定され、「医師の判断で特に高いリスクが認められる患者」は、呼吸困難で肺炎像がみられ、食事や水分の摂取ができず、点滴治療を要する患者であって、中等症Ⅱへの悪化が懸念される緊急性が高い患者等 が想定される。(いずれも「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)」に基づく)